

消費税の還付を受けるための手続きとは？

はじめに

消費税の課税事業者の範囲が「基準期間（個人の場合は前々年）の課税売上高が1,000万円超の事業者」に拡大される！という話は何度も耳にされているかと思いますが、「うちは課税売上高が1,000万円もないから消費税は関係ない」と無視していませんか？場合によっては、消費税の還付を受けられるチャンスを逃しているかもしれません。本日のワンポイント情報では、消費税の還付申告についてご説明させていただきます。

1 消費税が還付になる場合の計算例

消費税の計算方法は、簡単にいうと売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して求めます。一般的にはこの差額を納付することになります。しかし、貸店舗や貸倉庫などの新築があった場合には、売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除しきれない、という場合が生じます。このような場合には消費税の還付を受けることができます。

例（不動産賃貸業） 売上 倉庫の貸付 1,050万円（税込み）
仕入 管理費 210万円（税込み）倉庫の新築 5,250万円（税込み）

売上に係る消費税額	1,050万円	×	5/105	=	50万円	・・・
仕入れに係る消費税額	5,460万円	×	5/105	=	260万円	・・・
消費税額	-	=	210万円	（還付）		

* 売上のうちに非課税売上（住宅の貸付など）がある場合や、アパート・マンションを新築した場合には、計算方法や還付金額が異なってきます。新築を計画されている方は、お早めに専門家にご相談ください。

2 免税事業者の場合は？

免税事業者（基準期間（個人の場合は前々年）の課税売上高が1,000万円以下の事業者）はどうなるのでしょうか。免税事業者は消費税の納税義務を免除されているので、還付を受けるための申告も原則としてできません。それでは、免税事業者が消費税の還付を受けるためにはどうすれば良いのでしょうか。

ここで必要になってくるのが、「消費税課税事業者選択届出書」です。この届出書を提出することで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者も消費税の還付を受けることができます。

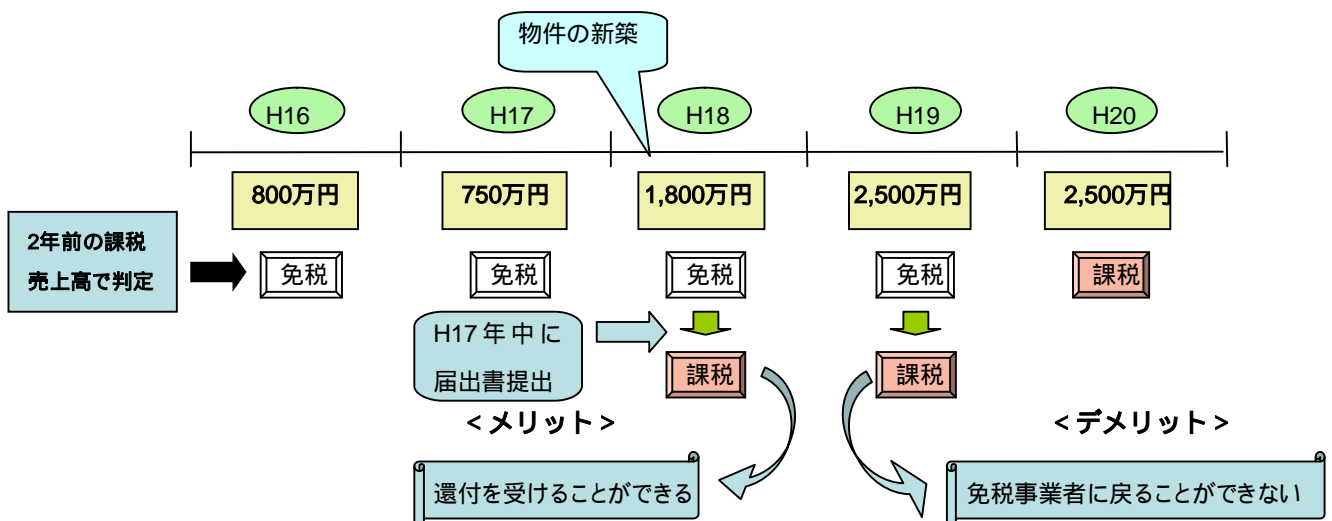
しかし、この届出書を提出する場合には、以下の点について注意が必要です。

課税事業者を選択しようとする課税期間の前課税期間の末までに、この届出書を提出しなければならない。

* 相続があった場合など一定の課税期間を除く。

2年間は課税事業者を選択しなければならない。

具体例（個人事業者の場合）



名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目6番7号

http://www.meinan.net/